

平成26年8月26日

第65回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

第65回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成26年8月18日
告示番号 遠野市農業委員会告示第9号
会議年月日 平成26年8月26日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室
出席委員 別紙のとおり
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 河野和浩
事務局次長 阿部隆宏
副主幹兼
農業振興係長 多田清美
農地係長 村上和男

本日の案件 第65回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
開会時刻 午後14時00分

議 長	<p>【開会】 ただいまより第65回遠野市農業委員会総会を始めます。開会に先立ち遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立をお願いします。 先唱を、5番、似田貝順一委員をお願いします。 （「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略） 着席願います。</p>
議 長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員数は27名であります。定足数に達しておりますので直ちに第65回遠野市農業委員会総会を開会します。 12番多田和敏委員、17番菊池昇委員、29番菊池孝委員から欠席する旨の届け出があったので会長としてこれを許可致しましたので報告します。なお、26番細川幸男委員がまだ見えておりません。</p>
議 長	<p>【事務事業経過報告】 日程の前に、事務事業経過報告を、事務局長をして説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。事務事業経過について報告いたします。 （以下「遠野市農業委員会事務事業経過報告」説明により記載省略）</p>
議 長	<p>【報告事項】 次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出案件を専決処分したので事務局長をして報告いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。それでは報告第1号についてご説明いたします。 （以下「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」説明により記載省略）</p> <p>ただいまの報告について質疑ありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。 次に報告第2号、遠野農業振興地域整備計画変更の報告について事務局から報告いたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>はい、議長。報告第2号、遠野農業振興地域整備計画変更の報告についてでございます。 （以下「遠野農業振興地域整備計画変更の報告にについて」説明により記載省略）</p> <p>ただいまの報告に関し質疑ありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議 長	<p>質疑が無いようですので質疑を終結致します。 次に報告第3号、農政専門委員会により付した事項について農政専門委員長から報告致します。</p>
27番委員	<p>27番。報告第3号、農政専門委員会で付した事項について報告を致します。26年8月4日に開催されました、第1回農政専門委員会で議論した内容について本総会に報告を致します。第59回岩手県農業委員会大会に提出する、要請事項について協議をしたところでございます。農業委員会制度の組織改革に関する事項追加致しまして、この後議案第43号で審議頂きます5項目の要請事項を挙げまして、協議を致したところでございま</p>

す。次に、農業委員会に関する法律の改正に向けた組織検討についてを検討項目に従い、意見を協議致しました。内容については、この後協議第1号でご審議頂きますのでよろしくお願ひします。また、菜の花事業の展開について奥寺春夫委員からの報告がありまして、農地の日に菜種収穫作業を行いまして、今後は六次産業化も見据えながら搾油作業を行うことになっているということでございます。ここまで試行錯誤を繰り返しながら、苦勞してきたこととございますけれども、今後とも農業委員の皆様には引き続き一層のご協力をお願いしますということとございます。なお、この農政専門委員会につきましての要請事項の関係について皆様にご了解を得たいと思ひます。日程の無い中で、農政専門委員会を開催した関係とございまして、2日後に上閉伊地方の大会に要請項目を提案するという切羽詰まった形で協議したわけとございますけれども、本来であれば、元の農政部会、部会制度の際にはその案件を協議したものが報告だけで上位の方に済むわけとございますけれども、皆様ご存じの通り前回部会制度を廃止しまして、総会制に移行したことによって農政専門委員会の協議事項につきましては効力が無いということになりますので、本来は今回43号で議案として協議となりましてその結果に基づいて上閉伊なり、岩手県なりという形の要請項目になるわけとございますけれども、先ほど申し上げました通り時間の無い形で進みまして、農政専門委員会で協議した形を提案してございますので、これから議案審議して頂きます内容については異論はあるかと思ひますけれども、ぜひご承認を頂いて、要請項目はすでに進めているということとをぜひご了解を得た上でご報告を申し上げないと効力が無い形でありましたので、ぜひこの件につきましては皆様のご了解を事前に得た上で議案43号の審議を頂きたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議

長

ありがとうございました。それでは次に報告第4号、農地専門委員会に組した事項について農地専門委員長から報告致します。

9 番 委 員

はい、議長。9番昆野です。それでは報告第4号、農地専門委員会に付した事項について報告いたします。

平成26年8月21日に開催しました、平成26年度第3回農地専門委員会で協議した内容につきまして遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定により本総会に報告を致します。協議内容は3項目です。第1に、遠野市長より求められている3地区の遠野農業振興地域整備計画変更案に係る意見の判断について展開致しました。松崎町の案件は、サービス付き高齢者向け住宅用地として、また綾織の案件は、障害者・障害児童福祉サービス施設用地として、また小友の案件は、東日本大震災の復興事業により増加した解体事業に関し建設機械置き場を整備する用地として、それぞれ市長及び市議会からの変更計画案は妥当と判断致しました。用地の番地等については議案第41号の審議の際、事務局より説明致させます。第2に、平成26年度農地パトロール実施案の検討については遠野市農業委員会農地パトロール実施要領の一部改正案、平成26年度農地パトロールの実施案、遠野市農業委員会遊休農地等の利用意向調査等の手続き基準案の3項目について検討し、原案の通りと判断致しました。詳細は、議案第45号及び協議第3号の審議の際事務局より説明致させます。なお、農地パトロール出発式は日程の設定が困難であることから、各地区で開催することと確認致しました。第3に、遠野市農業委員会農地原状変更に関する取扱い要綱案については、所有者が無断の土壤改良・農地のかさ上げ又は段差解消等の実施基準、農地法の届け出が不要とされている200平方メートル以内の農業用施設の建築等について、違反転用等混同を避ける事を目的に遠野市農業委員会独自の要綱として定めを要するもので、検討の結果、原案の通りと判断することとしました。内容は議案第44号の審議の際、事務局より説明させます。なお、本報告とは別に農業振興地域整備計画変更について、随時の計画変更を度々受け付けたのでは整備の計画変更の意味が無くなるのではないかとの意見があり、このことについて別に遠野市に申し入れをした方がよいということとありましたので、この件について併せて報告致します。第3回農地専門委員会は9時30分の現地確認から始まり、協議・検討・判断を決するため、午後まで及び大変委員の皆様方にはご苦勞をお掛け致しました。以上、農地専門委員会の報告と致します。

議	長	<p>両専門委員長から報告でございました。専門委員会の皆様には大変ご苦勞をお掛けしました。ありがとうございます。質疑につきましては議案について審議頂きます。</p>
議	長	<p>【議事日程】 それでは、議案審議に入ります。</p>
議	長	<p>【日程第1】 日程第1についてお諮りいたします。議事録署名人、並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議事録署名人に6番菊池次男委員、7番白岩正義委員、会議書記に、事務局阿部隆宏君を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に関わる議案総括表の説明を事務局に致させます。</p>
農地係	長	<p>はい、議長。議案総括表についてご説明致します。議案書3ページ、4ページにございます。</p> <p>(以下、「第65回遠野市農業委員会総会提出議案総括表」により説明記載省略)</p>
議	長	<p>【日程第2】 日程第2、議案第37号農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてを上程致します。議案の朗読を省略し、直ちに内容の説明を致しますのでご了承願います。事務局より説明致させます。</p>
農地係	長	<p>はい、議長。法第3条使用収益権設定許可申請でございます。</p> <p>1番、●●町1筆1,327平方メートル。</p> <p>借受人、●●町 ●●●●。</p> <p>貸出人、●●町 ●●●●。</p> <p>使用貸借です。貸人は、営農の利便性を上げるため交換した農地を農業者年金受給のため、後継者に貸し付けるものでございます。以上よろしくお願い致します。</p>
議	長	<p>ただいまの説明の通り、同居する親子間の使用貸借権の設定については現地確認の説明を省略致します。質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>それでは質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮りいたします、議案第31号は原案通り「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第37号は、原案通り可と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第3】 日程第3、議案第38号農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを上程致します。議案の朗読を省略し、直ちに内容の説明を致しますのでご了承願います。事務局より説明致させます。</p>
農地係	長	<p>はい、議長。議案第38号農地法第3条所有権移転許可申請でございます。</p> <p>1番、●●町1筆148平方メートル。</p>

	<p>譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。贈与でございます。 2番、●●町1筆1,531平方メートル。</p> <p>譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。生前贈与でございます。 1番、譲渡人は親戚で耕作不便の為要請し譲り渡すものです。2番、譲渡人は父で後継者である子に生前贈与するものでございます。農地法第3条第2項(2)は該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えられます。以上よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。 ●●町担当委員申し上げます。</p>
28番委員	<p>はい、28番菊池でございます。8月18日事務局2名と地区担当委員4名で現地を確認致しました。事務局から報告がございました通り、親戚関係ということで以前から耕作をしている様でございますので何ら問題は無いということで確認致しました。</p>
議 長	<p>次に●●町担当委員申し上げます。</p>
14番委員	<p>はい、14番菊池です。18日に事務局2名と担当職員3名で現地を確認してまいりました。この土地におかれましては、この後農家住宅を建てるための転用の方で同じ場所が出てきますけれども、後継者である息子が農家住宅を建築するために生前贈与するものであります。場所としては、■■■■■から■■■にちょっと入った所でよく■■■■■されている場所の向かいということであります。現在は草地となっている所でありまして、息子が後継者ということで何ら問題は無いという事で確認してまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。現地確認調査及び補足の説明を終了し、質疑に入ります。 質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮りいたします、議案第38号は原案通り「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第38号は原案の通り可と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第4】 日程第4、議案第39号遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定を上程いたします。事務局に説明を致させます。</p>
農業振興係長	<p>はい、議長。議案第39号ページは7ページになります。利用権の設定・各筆明細について説明致します。</p> <p>番号1、利用権の設定を受ける者 ●●町 ●●●●。 利用権を設定する者 ●●町 ●●●●。 利用権を設定する土地 ●●町 田 2,448平方メートル外1筆。合計2筆3,848平方メートル。</p> <p>設定する利用権につきましては所有権の移転です。移転時期は●年●月●日。売買金額につきましては●万円。権利の種類としましては所有権の移転となります。本案件は第●回総会議案第●号におきまして、あっせん委員を●●●●委員・●●●●委員とし、あっせんが進められた案件でございます。この度売買することでまとまりましたので、本総会において意見決定をするものでございます。以上よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>

議	長	<p>それでは質疑なしということでございます。質疑を終結致します。お諮り致します、議案第42号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第42号は原案の通り可と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第8】 日程第8、議案第43号平成26年度岩手県農業委員大会の要請議案について上程致します。事務局に説明を致させます。</p>
農業振興係長		<p>はい、議長。議案第43号平成26年度岩手県農業委員大会の要請議案について、本案件は先に開催しました農政専門委員会の審議を付して今回報告し、議案として提案するものでございます。例年、岩手県農業委員大会に要請議案として提出してございます。今回は、大きく分けて5項目を提出してございます。</p> <p>1つめは、東日本大震災からの復旧・復興及び放射性物質による汚染被害に関する事項で、除染作業が今なお続いている現状になることから、被害農家への手厚い補償を早急に行うことを求めるものでございます。</p> <p>2つめは、基本農政の確立に関する事項です。食料・農業・農村基本計画の見直しに関する事項として、中山間地域の農業生産基盤強化・農業政策の支援と担い手の育成を図ることと経営所得安定対策を強化し法制化を図ること、新たな農政改革の実施に伴い講じられた政策の充実強化に関する事項として今年度から始まりました農地中間管理事業について中山間地域に対する重点的な支援を行うこと、その他農業・農村の振興政策の充実強化に関する事項として消費者の農業・農村への理解を深める施策を講じること、中山間地域等直接支払制度及び農地・水保全管理支払交付金を法制化し恒久的な制度とすることと、新規就農者の確保及び集落営農組織の法人化などに向けて手厚い支援を講じること。</p> <p>3つめは、農業委員会制度・組織改革に関する事項、これは新たに設けたものでございます。制度及び組織改革につきましては、農業委員及び農業者存否権を反映し慎重かつ丁寧な検討を行い、農業委員会制度の充実強化を図ること。</p> <p>4つめとしましては、TPP交渉に関する事項とし、農業の果たしている公益的機能や役割について国民に理解を得る運動を強化し、農業者の利益が守られない場合はTPP交渉から即時脱退すること。</p> <p>5つめは、特に県に要請する事項として、鳥獣被害増加による農業被害の対策についてです。国・県が関与し広域的な被害対策を講じること。なお、有害駆除の許可は一部市に行われるように制度が変わってございました。以上、内容は今年の経過を踏まえた内容に改めて記述してございます。農政専門委員会委員長の報告にあった通り、よろしくご審議のほどお願い致します。以上です。</p>
議	長	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>それでは質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します、議案第43号は原案通りとすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第43号は原案の通りと決しました。</p>
議	長	<p>【日程第9】 日程第9、議案第44号遠野市農業委員会農地現状変更に関する要綱の制定についてを上程致します。事務局に説明致させます。</p>

農地係長

はい、議長。議案第44号遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱の制定についてでございます。提案理由と致しましては、農地の形質を変更し又は農地を改良する場合において、周辺農地への影響防止と農地の効率的な利用を図るため、必要な事項を定めようとするものでございます。

現在遠野市農業委員会では、土地所有者が自ら行う簡易な土壌改良、低い農地を高くしたいというような部分でございますが、あとは段差を解消したいという部分、また農地法で定められている200平方メートル未満の農業用施設や水路・道路・農道・作業道の整備については、所有者が任意の届け出で行っておりまして許可証の発行を行ってまいりました。しかし近年、各種工事の発生土を利用してかさ上げをしたいとの問い合わせが増加をしている部分がございます。また農業用施設におきましても、200平方メートルという風になりますとそうしたような規模となります。以上の事から、簡易な農地の現状変更の取扱いについて遠野市農業委員会として一定の基準を設けたいというものでございます。

条文の趣旨につきましては第1条でございます。農地の形質を変更し、または農地を改良する場合において周辺農地への影響防止と農地の効率的な利用を図るため、必要な事項を定めるものとするというものでございます。

第2条につきましては定義を定めております。この要綱において現状変更とは次に掲げる土地の形質又は農地の現状の変更をいうというものでございます。1号と致しまして、現に耕作している農地または農業の用に供していない土地を盛土、削土等により水田・畑または採草放牧地の農地等に土地の形質を変更すること、こちらは土地に直接影響を与える部分ということでございますし、2号と致しましては、農地法施行規則第32条第1項第1号の規定に該当する農地の現状を変更することという部分でございますが、こちらが200平方メートル未満の農業用施設及び水路ということでございます。

遵守事項として第3条に掲げております。第1号と致しましては、周囲の農地に対して排水若しくは土石を流入し、通風若しくは日照を阻害し又は道水路等に影響を及ぼさないこと。2号と致しまして、災害の発生を未然に防止し万一発生した場合は自己の責任において善処すること。3号と致しまして、現状変更をする面積はおおむね1,000平方メートル以内とすること。4号と致しまして、盛土用の用土は耕土に適したものを使用し、表土はおおむね20センチメートル(水田の改良にあつては15センチメートル)以上の厚さの良質の土砂で施工すること。5号と致しまして、盛土には産業廃棄物等を混入しないこと。6号と致しまして、現状変更に伴い耕作を中断する期間は1年以内とすること。

4条には届け出の内容を記入してございます。添付書類としては1号～9号ということで設定をさせていただきたいというものでございます。様式については追ってご覧いただきたいと思っております。

5条と致しまして、届け出の受理等という部分でございます。農業委員会は届出書の提出があつたときは、近接農地のほか道路・水路その他の公共施設に及ぼす影響等を調査の上受理するとともに、現状変更した農地が有効に利用されるよう必要な助言及び指導を行うものとする。2項と致しまして、農業委員は届出書の提出がなく施工された現状変更の事実を発見した時は、農地の所有者に対し速やかに前条の規定による届出をするよう指導していただきたいというものでございます。3項と致しまして、会長は次の各号に該当するときは届出書を受理しないものとする。1号と致しまして現状変更後に農地として利用される見込みがないと認めた時、または農業用施設以外の目的に利用されると認めた時。2号と致しまして、近隣農地の所有者・耕作者等の農地に被害を与える恐れがあると会長が認めるものであつて、会長が被害防止のために現状変更の届出をした者に対して行う指導に適切に対処しないときという部分でございます。

6条と致しまして報告という部分でございます。会長は届出書を受理した時には、これを速やかに農業委員会総会に報告するものとするという部分でございます。5条・6条の関連でございますが、例えば3・4・5条等農地法の届出と違ひまして、こちらについては届出を農業委員会で受理した場合に事業に着手してよろしいですという考え方でございます。ですから許可証の発行をするという行為を省略しております。なお6条の報告の部分でございますが、こちらについては農業委員さん方に知り得ていただかな

ければいけないということでございますので、総会の報告事項としてこの届け出を行った者及び農地について報告をさせていただきたいという考え方でございます。

第7条でございますが、完了報告の提出という部分です。現状変更の届出をした者は、現状報告の工事が完了した時は農地現状変更完了報告書に完了後の写真を添えて会長に提出しなければならない。

委任につきまして第8条に載っております。その他の必要な事項については、会長が別に定めるとい部分でございます。

附則と致しまして、この告示は26年10月1日から施行するという風に設定をさせていただきたいというものでございます。これにつきましては、この日まで2ヶ月でございますが2ヶ月の間に行政事務所等、周知期間を設けたいということで2ヶ月の間を利用したいというものでございます。また、この要綱の目的とするところにつきましては違反転用と明確に理解をして事業を行って頂きたいということでございます。またこの要綱の取り扱うものより大きいものにつきましては、すべて転用で手続きをしていただかなければならないというところの一定の規定で整備をしていきたいというものでございます。17ページからにつきましては必要な様式という形になってございます。内容につきましては土地の部分、それから変更理由・目的などが届出書でございます。誓約書部分でございますが、こちらは届出人と工事施工者というような二段構えになっております。届出人の方がおひとりで行う分については届出人の部分だけという形になりますが、何らかの業者に施工を依頼するという場合については両者での誓約をいただくというものを考えている部分でございます。なおこの要綱の設定につきましては法的に規定をされているものではございませんけれども、県内においても盛岡をはじめ一関などの市町村の農業委員会で設定をしている部分がございます。そういった所を参考にさせていただきながら、設定をさせていただきたいというものでございますのでよろしくご審議をお願い申し上げます。以上でございます。

議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番委員 14番菊池です。農地を改良する場合の最小面積とか最小規模の要件などをお願いします。

議長 はい、事務局。

農地係長 はい、議長。最小面積・最小規定というものが実際法的にはございません。ですが、自分で耕作する部分についての耕作農地の利便性を上げるといった場合に、例えば本当に小さい面積であるとか期間が短ければいいとかという部分について、届出で処理をされていた部分がございますのでそういったものを曖昧なものを明確にして事務を取り扱っていききたいという部分でございますので、実際に最小面積というものは無いと認識していただければよろしいかと思っております。

14番委員 そうしますと、自分の土地であって例えば2枚田があつて畦畔を取るだけでも形態を変えるというような形になると思うんですけども、その辺も届け出が必要になりますか？

農地係長 はい、議長。この要綱においてはかさ上げとか削土の部分についてを取り扱いたいということで考えております。もしくは200平方メートル以内の、小屋と言った方がよろしいかと思っておりますが、こういった所での部分を考えているものでございまして畦畔を實際取り外すというような部分になりますと、推定面積との関係が出てくると思っております。畦畔を取り外す分についてはこの要綱では取り扱うということは考えてない状態でございます。

議長 はい、どうぞ。

14番委員 あとは、畦畔を取り外して若干の高さ変更が生じている。そうすると低い方には若干

	<p>高い方から低い方に持っていく場合、田んぼだと面積なんかで言うと1,000平方メートルを超えるわけですが、この届出は1,000平方メートル以内となっているんですけども、実際の畑・田の大きさ、それこそ1町分田があるような時代で1,000平方メートル自体の枠組みもだいぶ小さいんじゃないかなという風に考えられるんですけども、自力施工でやったりしてもこれぐらいすぐやってしまうんじゃないかと思うんですけども。それは別の届け出がやっぱり必要になるという事でしょうか？</p>
農地係長	<p>現在の場合なんですけど、水田でありましたならばまず水平を取らなければ耕作出来ないという部分になると思いますので、それは形状の変更というよりも耕作の準備というような形の捉え方になるかと。ちょっと曖昧な部分もございますが、そういった部分で取り扱うというような事があるかと思えます。ただし実際に畑であるとかという部分で、1枚が2反分・3反分あるという部分についても全面的に行うという場合については大規模な工事になることが考えられますし、その内の例えば1,000平方メートル未満について行う場合は届け出をいただきたいという趣旨でございます。</p>
14番委員	<p>1,000平方メートルを超えた場合は転用と言いましたか？</p>
農地係長	<p>この部分はおおむねという表示をさせていただいております。その部分は非常に曖昧な部分があると受け取られることがあると思いますが、これを越すもの、要綱で取り扱えないという数量のものにつきましては、一時転用等で事業を行っていただきたいというものでございます。</p>
議長	<p>正明委員よろしいですか？</p>
14番委員	<p>例えば、今農家でも普通に重機を動かして自分の土地を改良なんか出来るわけですが、その都度少し面積が大きくなっただけで転用を掛けなきゃいけないというと、次のシーズンまでに自分で出来るうちにパッとやりたい時の転用届となると、農家の方々からするとちょっと不都合かなと。もう少し面積を大きくしてもらった方が、例えば50センチの盛土とかその辺の基準が結局どこに線を引けばいいかというのがなかなか出ないわけですが、面積だけで1,000で本当に若干の盛土とか、実際農家で事業して直していくときに、例えば3,000平方メートルであっても10センチのかさ上げとか、自分だけで1ヶ月も掛からないで秋の仕事が終わって冬の前に出来るのでやっつけてしまおうとか可能性があると思うんですけども、1,000平方メートルだと現状の農家の側からすると締まりが小さすぎるのではと私は思うんですけども。</p>
事務局長	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、事務局。</p>
事務局長	<p>今の規模についていろいろと意見が出されているところでございます。この要綱案を制定するに当たりまして、いろいろな事例等を研究しながらやったという経緯がございまして1,000平米以内が妥当かというような経過でございます。まずこの要綱を動かしていただいて、もし不都合が生じた場合は検討するといった形でご理解をいただければと思います。よろしくお願ひしたいと思います。</p>
議長	<p>正明委員、今の回答でよろしいですか？</p>
14番委員	<p>例えばこれだと法的な罰則が無いので別にいいんですけども、実際担当地区の中で自分の土地を改良する為にかさ上げするとか、自分の土地を使いやすくする為に何故文句を言われなければならないんだといった意見の方が多いわけです。ちょっと盛土をした時に「この工事は？」と聞きに行きますと、実際自分も農家ですのでこの心情は分かるので、法的根拠が無くてある程度締まりが小さかったりすると、委員として見逃していいのか厳格にやるべきなのか、要綱はこうやって数字を入れて定められれば、真面目</p>

	に仕事をする気だったら指摘しなきゃないし、でも現状から言えば見逃していいのかなという心情もあります。そういう意味である程度、要綱であればもう少し緩くてもいいのかなという意見です。
議 長	分かりました。これをまず進めてみて、状況に応じてまた検討していくという事務局の回答ありましたけれども、そういう事で今回は承得られればなと思います。
6 番 委 員	質問。
議 長	はい。
6 番 委 員	6 番菊池。今までは任意の届出・受理がされていたと。25年の実際の受理件数と26年の現在までの実際の受理件数は何件あるのか。それから、県内における他所の事例はどういう状況なのかということ。それから、第5条の調査の上受理するという調査、現地調査は誰がやるんです？職員がやるんですか？という以上の質問です。
議 長	はい、事務局。
農 地 係 長	はい、議長。お答えいたします。大変申し訳ございませんが、25年・26年の件数あとは県内の事例の件数につきましても資料を持参しておりませんので…
6 番 委 員	いやいや、県内のこういう要綱なりを決めている市にあるの？
農 地 係 長	あります。
6 番 委 員	それを聞かせて。
農 地 係 長	作っていてすぐに確認出来たのが盛岡市と一関市であります。あとは資料を持ち合わせておりませんでしたので確認が出来ないという形でございます。
議 長	はい、どうぞ。
6 番 委 員	今までの25年・26年の物が無いという中で、それ以前にあった中で曖昧な中でやっていたと。その曖昧な中でやっていて何か不都合があったんでしょうか？
議 長	事務局、答弁願います。
事 務 局 長	はい、議長。お答えいたします。先ほど係長が答弁したのは、無いということではなくて、件数を手元に持ち合わせていないという事でございますので、その件数を資料が無くて言葉で言い表せないのが申し訳ないんですが、その点につきましては調べまして何らかの形で数値をお届けしたいと思っております。
議 長	次男委員、よろしいですか。
6 番 委 員	調査する人は？
農 地 係 長	調査につきましては、職員を予定しております。
議 長	よろしいですか？
14 番 委 員	はい。
議 長	はい、どうぞ。

14番委員	盛土については産業廃棄物を混入しないこととありますけれども、産業廃棄物の内容、受ける方と出した方で認識が違うことが多々あるんじゃないかなと思うんですけれども。使い方によっては商品価値のある物も、出す方で処分するときは産業廃棄物、同じものがなくなってしまうと思うんですけれども、この辺の位置づけはどのように解釈すればいいのでしょうか？
議長	事務局、答弁願います。
事務局長	はい、議長。産業廃棄物の内容につきましては、産業廃棄物処理法がございましてそれに規定する産業廃棄物という事でございますが、種類等につきましては多種多様でございまして、それについてはこういう物が廃棄物に当たるという大まかなものをお示しを致したいと思っております。
14番委員	種類というよりも、黒土であっても出す方としては産業廃棄物として処理する場合がありますんですけれども、農家にしてそれを盛土するという場合黒土ですから盛土するのに適した土として購入してやっていた事があるんですけれども、出す方と入れる方での産業廃棄物の位置づけが同じ物でも変わってしまうと。出し手として産業廃棄物として処理しなければならない物であっても、農家の盛土にしては商品だったり、まともな黒土であったりする事が多々あるんですけれども、ここで産業廃棄物を混入しないこととなると、そうすると良い土であっても使えない、出す方が産業廃棄物として出している場合には。そういう事があり得ると思うんですけれども、この辺はどのようにしていったらいいのでしょうか？
事務局長	ケースによって様々あると思います。確かに正明委員さんが仰る事もあると思います。その部分は、条文の施行までに研究する時間を与えていただければと思います。
議長	よろしいですか。
委員	これはあくまでも遠野市農業委員会としての要綱を定めておりますけれども、遵守事項というのが定まっているわけですが、それを考えると、現状の変更の届出をしない、それを持って農業委員会が調査して受理しますと、ただ遵守事項がきちんと定まっているものに対して上面指導だけで済ませるという形の要綱というのが、例えば農地法施行規則等に定まっている場合は分かるんですけれども、遵守事項がきちんと示した限りは罰則的なものがあると私は考えるんですけれども。それともう一つは、5条の3項に会長が届出を受理しないものとするという形の中に、現状変更後に農地として利用される見込みがないと認められた時という形で考えると、受理したものが終わってしまって、現状変更が農地になってないんじゃないかというものに対して認めないというのはこれもどこか違うんじゃないかと思うんですけれども。変更届の段階ではこうしますと言うんでしょうけど、変更後に農地をして利用されないことを認める時というのはもうすでに終わってしまったと解釈するんですが、どうなんですか？
事務局長	はい、議長。罰則規定という事でございますけれども、要綱なので必ずしも罰則を定めなくても、例えば指導に従わない場合は委員さんからも指導していただくというような定め方があるということで、調べて取扱い要領を策定する際は罰則規定などを設けなかった部分がございます。なので、要綱でも罰則を求めていないという事例もあるということでございます。
農地係長	農地として利用される見込みがないと認められた時という部分の受理をしないという場合についてなんですけれども、一般的には取扱い要綱の中で出てくるものとしてはこの部分はほとんど無いと思っております。考えられるとすれば、完全に農業用の小屋ではなくて通勤用の車庫として建てられるものであるとか、砂利等ばかりを入れられて雑種地化するような見込みがある場合というような部分を見込んでいますのでございませ

	<p>す。ですから、通常のかさ上げという分についてはこの部分には当たらないものと思われますし、受理についてはあまり時間を置かずには受けたと考えているところです。処理の流れの事例については、事務局の方で組み立てをしていくというところでございます。</p>
委 員	<p>すいません、この現状変更後という前段の表現がありますので現状変更後というのはもうすでに終わったものに対してという捉え方をしたものですから、この意味合いを確認しただけです。</p>
農 地 係 長	<p>届出を頂いた際に、この届出の事業が実施された後に農地として利用されないというような届出内容であった場合と捉えていただきたいと思います。ですから、これは第5条3項第1号になりますが、現状変更後に農地として利用される見込みがないと認めたというのは、その届出書の内容が実際の農地として利用されないのではないかと認識をされた場合にその申請書は受理をしないということでございます。</p>
委 員	<p>簡単に言えば、申請者が届出したというものも表現なの？現状変更後という。例えば終わって出来てしまったものが農地になってないから認めませんよということだと思って捉えたんだけど、届出の時点を指してるの？</p>
農 地 係 長	<p>はい、議長。この届出については事前届出を考えております。今委員が仰った内容ですと、事業を実施した後に届出を頂くということではなく、事業を実施する前に届けて頂いてその内容について事業後農地としての利用が認められない場合は受理しないということですので。ですから、事業前の届出ということだけをやりたいと思います。</p>
議 長	<p>他に質疑ありませんか。よろしいですか。それでは、様々なご意見を出していただきましたが、質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮り致します、議案第44号は原案の通りとすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第44号は原案の通り決しました。</p>
議 長	<p>【日程第10】 続いて日程第10、議案第45号遠野市農業委員会農地パトロール実施要領の一部改正についてを上程致します。事務局の説明を求めます。</p>
農 業 振 興 係 長	<p>はい、議長。議案第45号遠野市農業委員会農地パトロール実施要領の一部改正についてでございます。本一部改正案につきましては、荒廃農地の発生・解消に関する調査について平成26年4月1日付で農村振興局長から通知された内容に基づいて主要な改正を行うものでございます。改正内容につきましては、新旧対象表により説明をさせていただきます。</p> <p>第1条におきましては、利用状況調査の根拠となる通知を改めてございます。第2条におきましては、農地パトロール月間7月～11月としている期間を8月～11月に改めるものでございます。第3条第1項においては、第2項にありました荒廃農地調査についてこれを改正では第1項の方に記載をさせていただきます。第3条第1項第1号において調査対象に遊休農地の恐れのある農地を含めるものでございます。当条第7号におきましては、営農型発電設備(太陽パネル等)のある農地の営農状況の確認についてを新たに加えるものでございます。第6条においては、農地中間管理機構が新たに設立されたことに伴い事後手続きを改正するものでございます。第1号の遊休農地の事後手続きは、1つめは農地所有者等への利用意向調査。2つめは農地中間管理機構への通知。3つめは農地中間管理権の取得に関する業務に手続きが変わります。第3号の納税猶予適用農地の事後手続きにおいては、農地所有者等への利用意向調査の結果に基づいて農地の利用上申が図られていないと判断した時に農地中間管理機構と協議すべきことを勧告するこ</p>

	とに変わります。第4号の非農地においては、非農地通知書送付を台帳から削除するという部分を改正するものでございます。なお要領の施行日は総会議決後ただちに施行することと致します。以上提案をしてよろしくご審議をお願い致します。
議長	説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
13番委員	はい。第2条の農地パトロール月間が7月～11月、変更後は8月～11月を月間として設定するとありますが、なぜ7月から8月と1ヶ月短くしたんでしょうか。
農業振興係長	はい、議長。
議長	はい、事務局。
農業振興係長	この農地パトロールにつきましては、県の方から連絡があった部分でございますが、8月ということで調査の時期としては8月～11月が好ましいということでの通知だと解釈してございます。なお今年度に限りましては、農地中間管理事業が新たに始まったことに伴いまして開始の時期が準備期間等を踏まえれば8月というのが適切な時期かなと解釈してございます。以上です。
議長	綱木委員、よろしいですか？
13番委員	一農家として、8月～11月よりは7月～10月の方が調査の対象には一番ふさわしいと思います。何故かという、11月はほとんど作物が収穫されていて何もありません。草地などは分かりますけど、11月に農地パトロールをしたって荒らしてるのかやってるのか全然わかりません。
農業振興係長	参考として議会の回答に出させていただきたいと思います。ありがとうございます。
議長	他にございませんか。
6番委員	はい。6番菊池。この農地パトロール、いわば利用状況は農地法の遊休農地に関することで、農地法という方の根拠に基づいて実施するわけなんです。が、この第1条中の荒廃農地の発生云々で局長通知とありますけれども、局長通知と言うのはいわば市長宛での通知なわけですよね？これをここに含めるというのはどうかなと思いますし、その関係機関と協力し合うということはこれは大切なことでしょうか、それでよいのではないかと考えますが。
議長	はい、事務局。
6番委員	市長部局のことなんですよ？
農業振興係長	はい、議長。次男委員のご指摘ということで、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査、農村振興局長の通知これが市に対して来ている物ということで、これがここにあるのは適切かというご質問の趣旨かと解釈致しました。これにつきましては、今回農地パトロール後段で協議事項で改めて説明を申し上げますが、農地パトロールこれは委員が仰る通り遊休農地に関する調査という部分があります。その部分と荒廃農地の解消に向けた調査という部分、それぞれ調査の目的を3つ合わせて取り組むということをご要領として唱ってございますので、ご理解をいただきたいと思います。それを踏まえて、関係機関との調査、市・農協・関係する関係機関・農業委員会事務局合わせてみんなで協力しながら、荒廃農地・遊休農地を無くして優良農地を守っていくという部分を取り組んでいただければと思います。以上でよろしいでしょうか。

議 長	<p>よろしいでしょうか？他にございませんか？</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議 長	<p>それでは質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します、議案第45号は原案の通りとすることにご異議ございませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第45号は原案の通りと決しました。</p> <p>以上で本日の議事日程は終了いたしました。次に、協議第1号農業委員会等に関する法律の改正に向けた組織検討についてを協議致します。事務局に説明を致させます。</p>
農業振興係 長	<p>はい、議長。協議第1号農業委員会等に関する法律の改正に向けた組織検討についてということで、別表になって記載しております。本協議につきましては、全国農業会議所から農業委員会を通じて組織検討依頼があったものでございます。会議所案の検討項目に従い、遠野市農業委員会として意見提案をするものでございますが、意見・解答欄の記載内容は市議会の出す会長答弁等に基づいて事務局において原案を作成いたしました。8月4日開催の農政専門委員会に掛かり、本総会で協議する内容としてございます。協議決定後につきましては、農業会議へ回答することとしてございます。農業委員会活動において重点としていた点について、今まで3点ありましたが(2)の新しく始まった農地中間管理機構の取り組みと、(4)の農地の利用状況を公表するための農地基本台帳の整備についてを追加してございます。公選制の廃止等については、公選制の継続・農業団体等の推薦・市議会の選任についての継続、農業委員の定数のあり方については農地面積と農家戸数を勘案した定数、委員解任の規定については専任制での移行は不必要と考え移行に伴う規定の必要性は考えられないとしてございます。</p> <p>農地利用最適化推進委員の新設につきましては、農業委員会が選任して農業委員の指揮の下業務に取り組むこととしてございます。定数のあり方については、農地面積・農地定数・農家数を勘案する、総会等の出席については議案等の審議がありますので出席させる義務も生じると考えてございます。</p> <p>意見の公表・行政庁への建議等の法令業務からの削除につきましては、農業・農村現場の声を農業施策に反映させる、現場と農政をつなぐ重要な制度でありますので、農業者の代表機能を法制上から除外することは農政上も大きな問題と考えます。過去の建議については直近では記載の通り、平成20年・21年に3件の要請を市長及び国に対して行っています。</p> <p>都道府県農業会議・全国農業会議所の見直しについては、ネットワークは必要不可欠であることから現在の仕組みの維持を必要としていると記述しています。制度の移行は必要なし。行政の農業施策の推進に当たって、常時意見具申を行うための制度強化が必要としています。</p> <p>農地転用知事諮問については、制度的な仕組みは残すべきと考えています。</p> <p>農業委員会の構成については、認定農業者を中心とする、女性・青年農業者の積極的登用はそのとおりですが、あくまで地域の実情を勘案した形で構成すべきとします。過半数が認定農業者の中から選任することについては、実績に応じた弾力的な措置を講じる必要があります。利害関係が無く公正に判断できる者の選任方法については、公選制の継続が必要不可欠であることからこの項目については不必要であるとしています。</p> <p>改正法の施行時期・経過措置についても、現行制度の維持・継続することとしてございます。以上の通り、今回協議事項として提案しているものにつきましては検討結果として、現行制度の維持・強化をすること2点提案していることを報告し、協議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>

	(「なし」の声あり)
議長	<p>それでは質疑なしと認め、質疑を終結致します。協議第1号農業委員会等に関する法律の改正に向けた組織検討については、提案の通りとすることと致します。</p> <p>次に、公告第2号平成26年度家族経営協定の推進についてを会議致します。事務局に説明を致させます。</p>
農業振興係長	<p>はい、議長。協議第2号平成26年度家族経営協定の推進についてということです。まず1つめは、協定の目的でございますが家族全員が意欲をもって農業経営に取り組めるよう、経済面・生活面について話し合いを行い取り決めた事項を文書化するものでございます。数値の目標でございますが、新規協定締結数は農業委員一人一家族を目標として31世帯を数値目標と致します。活動内容につきましては、新規の協定締結でございますが、新しい協定を結ぶ世帯の調書、記入用紙に記入をしていただいて協定事案をこちらの方で作成致します。そして農業委員さんを通じて、確認していただいたのを協定書を製本・調印するという運びで進めたいと考えております。</p> <p>2つめは、既存協定書の見直しということで、資料の後ろに自分の担当地区の協定者の締結者名簿、名簿順でございますが記載してあると思います。遠野地区は11、綾織地区は21、小友地区は27、附馬牛13、松崎30、土淵28、青笹27、上郷13、宮守59という数字で現在協定書が存在しております。見直しという事をお願いしますが、手順と致しまして明らかに協定を見直す必要がある経営主・世帯というものを見つけていただきたいと思っております。そして、再協定が必要なもの若しくは破棄が必要なものという分を、名簿の締結者の中から必要な方を探し出してもらって、手続きを進めていただければと思います。そして明らかに協定を見直す必要があるという物は、世帯全員が農業を辞められた方、あとは転出された方というのはこれは協定書を通して残すのは難しいと考えていますので、この分だけでも見て頂ければなと思います。取り組み期間でございますが平成26年10月末を取りまとめ期限としたいと思っております。そして取りまとめた部分で、今回11月に第2回推進会議を開いて、総括等これからの部分を決めていきたいと考えております。皆様の手元には記入用紙が1部添付になってございますので、ぜひ各委員さん方記入をお願いしたいと思います。あと同封にはオレンジ色のパンフレットがございますので参考にさせていただければなと思います。なお、名簿の次には様式として協定書のイメージがありますのでご参考にさせていただければなと思います。以上、家族経営協定の推進についてをご提案申し上げます。よろしくご審議お願いします。</p>
議長	説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
21番委員	はい、21番古屋敷です。家族経営協定の名簿をもらいましたが、これは何年かやれば更新するような形でしたか？確認の意味でお聞きしたいです。
農業振興係長	はい、議長。有効期限等はございませんので、変わりなければそのままずっと生きる協定書になります。変更の目安としては、経営主が変わった場合は協定する中身が変わってくると思いますのでそれが最低限とする契機かなと思います。
議長	よろしいですか。
21番委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
21番委員	今言った中で、前の協定を結んだ方が見受けられましたので、そういったものも再度説明するような形でよろしいですか。
農業振興係長	はい、議長。この協定書を世帯全部見て頂ければ最高なんですけど、なかなかそこまで行きつけないかなと思ひまして、この方の家庭においては協定書を見直した方がいいと

	<p>判断して頂いた方について取り組んで頂ければと思います。そして、現行の協定書を要請があれば参考に写しをお渡ししたいと思いますのでよろしくお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。他にございませんか。質疑が無いようですので質疑を終結致します。協議第2号平成26年度家族経営協定については原案の通りとします。 次に協議第3号平成26年度農地パトロールについて協議致します。事務局に説明致します。</p>
<p>農業振興係長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>時間も時間ですので、簡潔にお願いします。</p>
<p>農地振興係長</p>	<p>協議第3号平成26年度農地パトロール(利用状況調査)についてを提案致します。1調査の位置づけでございますが、調査は先ほど一部改正議決をいただいた要領に基づいて、農地パトロール・利用状況調査・荒廃農地の発生・解消状況に関する調査を併せて実施することと致します。調査の項目については表にある通り7項目でございます。新たに加わった項目の内容は、(1)の“および”以降にある遊休農地のおそれのある農地の調査、(7)の営農型発電設備に係る農地等についての適切な営農状況の確認でございます。(7)の営農型発電施設については、今日現在まだ回答する動きがございません。二重丸になっている数字の項目は、特に重視してパトロールすることとしたいと思っておりますので、ご理解をお願い致します。調査方法につきましては、調査箇所、過去に調査しました荒廃農地の状況関係、納税猶予の付いている農地を中心に調査が必要なものについて行っていきたいと思っております。調査する資料につきましては、平成21年度全体調査で使用した同じ航空写真図面を作成したいと思っております。また、住宅地図も併せて利用していきます。そして、農業委員さん方が特に調査が必要と考えている農地についても併せてパトロールをいたしますのでよろしくお願い致します。荒廃農地の定義と判断基準につきまして、現に耕作されておらず耕作の放棄により荒廃し通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている次の基準に該当する農地とさせていただきます。判断基準はアからオの5項目にある通り、作物の栽培が不可能な状態の農地他です。再生可能であればA分類、再生利用が困難であればB分類として原則基準通りにするということになります。農地パトロールの日程でございますが、今年度の農地パトロールは11地区に分けて9月2日の遠野・綾織地区を最初に、予備日も含めました12日までを提案致します。提案した日にちが難しい場合におきましては、各地区ごとに調整をお願い致します。例年実施しております出発式でございますが、農地専門委員長がお話した通り本年度は各地区ごとで実施することをお願い致します。表につきましては、農業委員会事務局、出席者の方々と協力して行っていきたいと思っております。6の調査結果の整理でございますが、(1)として農地パトロール終了後に農業委員会において報告して現状と課題を整理します。(2)としてパトロール結果は速やかに農地台帳へ反映します。(3)として調査結果を各種調査・計画作成に活用していくことと致します。参考としまして、耕作放棄地・荒廃農地・遊休農地の定義がございしますが、皆さんの方がよくご存じだと思いますのであとでご覧いただければと思います。なお5ページには地目判断と致しまして不動産登記事務取扱手続準則第68条・69条が地目判断となりますので、お目通しをお願いいたします。7ページには農地パトロール等スケジュールを載せてございます。農地パトロール並びに農地法第32条に定める利用意向調査のスケジュールは別紙2の通りになります。本日の総会を受けまして9月2日からの農地パトロールを行います。10月での総会で調査結果を報告し、利用意向調査を所有者に行いますが利用意向調査所は農業委員さんが手渡しをしていただいで取りまとめをお願いすることと致します。この結果に基づいて利用関係の帳表を行い併せて農家台帳へ記載することと致します。遠野市農業委員会遊休農地等の利用意向調査等の手続き基準につきましては、農地パトロール後に行う農地法第32条の規定による利用意向調査の手続き基準、これは別紙3の通りとなります。</p>

農地係長	<p>それでは別紙3の遠野市農業委員会遊休農地等の利用意向調査等の手続き基準でございます。この部分につきましては農業委員会検討組織につきまして、本年4月から改正されました農地法第32条の手続きに基づきまして新たに規定をしながら、実施をしようというものでございます。昨年までの農地法の取扱いにつきましては、通知・指導・勧告という部分でしたが、その手続きにつきまして農地法の改正により農業委員会において遊休農地の所有者に対し、利用意向調査をするという部分になったものでございます。この内容につきましては、先ほどお話した通り農業委員会検討組織においてこのような内容で設定をして使用しようということで通知を受け設定をするものでございます。基準の制定につきましては、異論等ございませんでしたので会長決済でもって行うという事で本日の土地使用料の議案議決を頂いた際に施行するという事で昨日決済を受けているものでございます。内容につきましては利用上の手続き基準について定めるものでございまして、調査対象は遊休農地をお持ちの方というものでございます。調査方法ということですが、調査様式の送付もしくは農業委員会に対面をして聞き取りをしていただきたいという内容でございます。調査内容については、中間管理機構の方の事業を主に使うという趣旨の謳い方になってございまして、やはり上もということで一番最初に中間管理機構を利用するというような部分がございます。利用調整関係という部分につきましては、こちらの方の利用意向調査をした際に中間管理機構を利用したいという方が現れた際に農業委員会では取りまとめを致しまして、中間管理機構の方に通知をするという義務が生じてまいります。その他円滑化団体の利用でありますとか、通常行っておりますあっせん、その他の利用関係調整等が出てまいります。記録と報告につきましては、農家台帳に載せると共に、農業委員さんにつきましては活動カードに記録していただきたいと思っておりますし、第7こちらについては中間管理権の勧告の部分でございます。アといたしまして、自ら耕作するという部分で利用意向調査を聴取した後6か月を経過しても農業上の利用増進が見込まれない場合については中間管理権の取得に関して勧告をしていくという部分がございます。第8につきましては、所有者等がわからない場合の対応ということで、こちらについては手続きについて定められているものでございます。以下11ページからは、実際に利用していく様式につきまして農地法関係事務処理要領から抜粋をしてお答えをさせていただいているものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑が無いようですので質疑を終結致します。協議第3号平成26年度農地パトロールについては原案の通りとすることと致します。</p> <p>その他に入ります。その他、委員の皆さんからご意見等ございましたらどうぞ。</p>
24番委員	<p>24番森川です。議案書の方に戻りまして、私もそうなんですけれども皆さんがお話しているのを伺っててしっかりしない所があったところで。先ほど皆さんからいろんな話がされたんですけども、16ページの3番の部分現状変更後というところの文言も含めて、会長が受理しないというところ、ここに来ている時点で会長が受理して、工事が終わっている段階で見たらダメだから認めない、罰則の話も出されました。ここが受理しないであって、何が何なんだということになるわけなんです。元に戻って、原状復旧しろという中身でもないし、ただ皆さんが、一般の方々がすべてこの要綱を説明されて知ってての話という中身ではしってるものと思っているわけなんです。で、委員さんがこれを工事をやっている、それを認めてこういう届出書があるから出さなきゃいけないと説明する段階ではっきりしないままに、農家の方に話をした場合、委員さんとしても戸惑いが生じるんじゃないかと。ここの文言が変更後じゃなくて変更内容に何かしら見られるという中身であればわかるんだけど、ここをもう少し皆さんがしっかり出来るような文言で統一して説明できるような中身で今後検討していただければと思っております。罰則の話も出ましたし、土地の面積についても言われました。上の隣接した所、一反分の所から高低差を直すに当たって、1,000と言わず2,000なら分かるだろうとそういう所も含めて、1,000では少ないから2,000、3,000以内にしようかという話にしてくれということが多分言ってたんじゃないかと。そういうのを検討していただければなど。以上です。</p>

事務局 長	<p>貴重な意見ということで、この件を承りながら運用について検討していきたいと思 います。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>その他に皆さんからございませんか。無ければ事務局の方から。</p>
農地振興係 長	<p>皆様のお手元に、農業委員会名簿及び提出記録状況ということで、農業委員の活動記 録カードの提出状況の一覧表がございます。私の方でチェックが漏れていた部分があり ますので、ご報告申し上げます。31番の多田靖志委員、6・7月号が来てございまし た。誠に申し訳ございません。担当の多田主任が長期で休んで離脱していた部分があり ましたので、多田主任に直接メールされている方につきましては私の方で処理できな かった部分がありますので、今確認して処理しておりますのでよろしくお願いします。な お、裏面の方に記載例を記入してございます。参考にさせていただければなと思いま す。あともう1件ですが、パソコンの機能研修の案内を資料として出しておりますので参加 されたい方は申込みをお願いします。以上です。</p>
議 長	<p>以上を持ちまして、第65回遠野市農業委員会総会を閉会致します。ご苦労様でした。</p>
<p>(午後16時24分 閉会)</p>	
<p>署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p>	
<p>平成26年 月 日</p>	
<p>遠 野 市 農 業 委 員 6 番 _____</p>	
<p>同 7 番 _____</p>	
<p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>	

--	--

1